

主な取組状況・今後の取組予定について

I 主な取組状況（令和6年度）

時期	市民等を対象とした取組	市職員を対象とした取組	障がい者差別解消支援 地域協議会
令和6年 4月5日	「事業者による合理的配慮の提供促進に係る 助成制度」等の市公式ホームページによる周知・ たま広報（5月20日号）での周知		
7月			協議会
10月		市職員研修 （障害福祉課主催）	
12月	障害者週間・人権週間における取組 （・たま広報（11月5日号）での周知 ・障がい者美術作品展 ・人権週間イベント ・図書館での企画展示）	市職員研修 （人事課主催）	
令和7年 1月	多摩市福祉交流会「障がい者とともにひととき の和」（小学校への出前授業）の開催		
3月	多摩市福祉交流会「障がい者とともにひととき の和」（小学校への出前授業）の開催 事業者による合理的配慮の提供等事例集の 公表		協議会

Ⅱ 今後の取組予定（令和7年度）

時期	市民等を対象とした取組	市職員を対象とした取組	障がい者差別解消支援 地域協議会
令和7年 4月	事業者による合理的配慮の提供等事例集の 事業所への周知		
7月			協議会
12月	障害者週間・人権週間における取組 ・たま広報（11月20日号）での周知 ・障がい者美術作品展 ・図書館での企画展示	市職員研修 （障害福祉課主催） 市職員研修 （人事課主催）	
令和8年 3月			協議会

※ 「障がい者ととともにひとときの和」（小学校への出前授業）については、令和6年度と同様に小学校2校を対象に実施予定。

Ⅲ 主な取組について

1 子ども向け施策

- (1) 多摩市福祉交流会「障がい者ととともにひとときの和」（小学校への出前授業）の開催
- 多摩市福祉交流会「障がい者と共にひとときの和」は、昭和57年から、毎年、小学校2校を輪番制で訪問し、体育館等で講話や体験会（車いす体験・手話・点字の学習等）を実施している。

（多摩市社会福祉協議会への委託により実施）

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で中止としてきたが、令和5年度より再開。

令和6年度は、令和7年1月に大松台小学校4年生を対象に、3月には北諏訪小学校4年生を対象に実施した。

令和7年度も引き続き、小学校2校を対象として実施する予定である。

(2) 心つなぐ・はんどぶつく（わかりやすい版）の活用

多摩市に住んでいる障がい当事者の声をまとめた「心つなぐ・はんどぶつく」にわかりやすい版（令和5年3月発行）。子どもの頃からの障害理解を広げることを目的とし、主に小学校4年生を対象とした内容としている。

このハンドブックの活用に向け、多摩市社会福祉協議会と連携し、小・中学校への出前授業（福祉体験学習）の推進を図っていく。

2 事業者向け施策

(1) 事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度

物販店舗、飲食店、サービス店舗などで、店舗のバリアフリー化や、障がいのある方とのコミュニケーションツール作成など合理的配慮を提供するための費用を助成する制度。

令和4年6月末から開始し、これまで飲食店などから問合せ22件、助成15件の実績があった（令和7年2月末時点。段差解消工事、手すり設置工事等）。

令和6年4月から障害者差別解消法の改正法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、令和6年度以降も継続実施する。この制度については、令和6年5月20日号のたま広報で継続実施について周知を行っており、引き続き周知に向けた取組を行っていく。

(2) 事業所による合理的配慮の提供等事例集の作成・公表 ⇒ 参考資料1

事業者による合理的配慮の提供促進に向け、令和5年度に、たま広報や福祉に関するアンケート調査等を通じ、市民等が実際に体験した事例の収集を行った。令和6年度は、障がい当事者、支援者等からの意見を反映した事例集を作成し、令和7年3月に公表を予定している。

この事例集の周知は主に事業者を対象とし、多摩商工会議所の会報への掲載、市内商店会との情報交換会への提供、市内中小企業者へのダイレクトメールの送付を予定している。事業者向け以外でも、市の公式ホームページや公式Xへの掲載、たま広報（11月20日号の特集号）等での周知を予定している。配布方法については電子データ添付を基本とするが、希望により冊子での配布も行う。今後は、さらなる周知を図るため、新たにリーフレットの作成を予定している。

3 障害者週間における取組

令和6年度は、たま広報（11月5日号）での周知、美術作品展、人権週間イベント、中央図書館

での企画展示等を実施した。

美術作品展は、多摩市の魅力の創出・発信・実践に取り組む「多摩市若者会議」との協働により、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できる「みんなの美術作品展」として開催している。

今年度は、平和・人権課と連携し「ぱらあーと×人権のつどい」として、「講演会」「ユニバーサル上映」を同会場で開催したほか、障害の有無を問わない作品募集、ワークショップ、音楽演奏などを実施した。

【みんなの美術作品展】

期 間：令和6年12月5日（木）～12日（木）

場 所：パルテノン多摩市民ギャラリー・オープンスタジオ

【人権のつどい 講演会と映画上映】

期 間：令和6年12月8日（日）

場 所：パルテノン多摩オープンスタジオ

内 容：講演会、映画上映、ワークショップ

4 市職員研修

令和6年10月に、入庁2年目職員を対象に、多摩市権利擁護専門部会の委員等（7人）を講師に招き、法・条例の概要、障害特性の理解、窓口対応のポイントなど、職員対応要領に基づく適切な対応を取る上で必要となる、基礎的な知識を習得することを目的に実施した。

受講者からは、「窓口業務でどのような点を意識していくといいか知ることができた」、「当事者の意思を確認しコミュニケーションをとる大切さに気付いた」等の意見が寄せられた。

令和6年12月に、人事課主催により、主任・主事級職員を対象として、障がいのある職員を職場全体で支援する体制づくりのための「障がい理解促進研修」を実施した。

今後も、新任職員、主任・主事級職員を対象とした研修の実施を予定している。

5 デジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入

デジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」は、紙又はカード形式の障害者手帳の情報をスマートフォンに登録後、アプリの画面を提示することで、手帳の代替とすることができるものである。令和6年10月1日から、アプリの画面提示により、障害者手帳と同様に、市の一部の公共施設において、使用料の減免を受けられるようになった。たま広報、市公式ホームページにて周知を行っている。

6 わかりやすい情報提供

他の自治体の取組も参考にしながら、知的障がいのある方向けのわかりやすい版の発行、
絵や図を入れたわかりやすい情報提供、市役所の案内表示の改善等の取組を検討していく。